

人生の最期は誰もが必ず迎えること

自分の最期の思いを「事前指示^{*}」で伝えましょう

※事前指示とは：意思表示をする能力のある方が、将来、その能力を失った場合に備えて、終末期医療に関する意思を事前に他者へ伝えておくこと。

人生の中には「突然の病気や事故」、「認知症」などで、「自分のことを、自分で決めることができなくなってしまう」ことがあります。

あなたが自分らしく最後まで生きるため、事前に自分の終末期医療について考え、ご家族と話し合うことが大切です。

私たちは、自分の考えや価値観によって物事を自分で決めて生活しています。しかし人生の終わりの場面では自分の意思が伝えられず、家族や医療・介護関係者が本人に代わって延命治療など、終末期医療への治療方針を決めざるを得ない場合がしばしばあります。

自分のことを自分で決めることができるうちに、ご家族など親しい方々と相談し、事前指示書を書いておきましょう。この事前指示書は、自分の意思を伝えることができなくなった時に“どうしてほしいのか”ということ、ご家族をはじめ、親しい人々に伝えることができ、自分らしい最期の生き方を選択することに役立ちます。

事前指示の内容には、以下の内容を記しておくとい良いでしょう。

- ①あなたに代わって、あなたの医療やケアに関する判断・決定をして欲しい人
- ②望む医療処置・望まない医療処置
- ③残された人生を『自分らしく過ごす』ために望むこと

ご家族の皆さんと、話し合う機会を持つことは、あなた自身にとってだけでなく、ご家族にも意味のあることです。自分が「死に逝く」状況を想像することは気の重いことかもしれませんが、それは家族同士がより深く理解し合うことにもつながり、お互いの絆を強めることにもなります。



私の事前指示書

① 代理判断者の選択

自分に代わって、自分の医療・ケアに関する判断や決定をする人を記載

※代理判断者は、身体状態や周囲の状況、あるいは医学の進歩を考慮して「その時のあなたにとって最善の利益判断をしてくれる人です。」

「私が自分自身で、医療・ケアに関する判断・決定ができなくなった時、以下の人を代理判断者とします。」

第1判断者

氏名	(続柄)
住所	
電話	(緊急連絡先)

第2判断者

氏名	(続柄)
住所	
電話	(緊急連絡先)

② 終末期に「望む医療処置」と「望まない医療処置」

病気が治る見込みがないにもかかわらず実施される「延命治療」について、「何を希望するか」を記載

※延命治療とは、人工呼吸器・心肺蘇生術（心臓マッサージや人工呼吸）・人工的水分栄養補給（点滴、経管栄養、胃ろうなど）・人工透析・大手術など、延命に関わるもの全てを指します。助かる見込みのある救命治療は含まれません。

※「延命治療をしない」ということは、すべての医療処置やケアをやめることではありません。「快適な日常ケア」や「苦痛を取り除くための治療」は必要です。

「私の病気が治る見込みがなく延命治療が単に死期を延長させるだけの手段であると医師が判断した場合、私は以下について希望します」



(いずれかを選んでください)

- 私は延命治療を受けたい。
- 私は延命治療を受けたくない。
- その他の希望すること

.....

.....

.....

③ 残された人生を『自分らしく過ごす』ために望むこと

残された人生を自分らしく充実したものとするために、家族や医療介護をする人に尊厳をもって行ってほしいことを記載



(希望するものすべてを選んでください)

- 私は「苦痛」のある状態を望みません。苦痛を和らげるための十分な処置や投薬をしてください。
- 可能であれば、自宅で療養し、自宅で死ぬことを望みます。
- 私に苦痛と不快をもたらさない限り、日常ケア（ひげ剃り・爪切り・髪をとかす・歯磨きなど）をしてください。
- 私の知人・友人などに私が病気であることを伝え、私の元に訪れるよう頼んでください。
- 可能な時は、好きな物を食べさせてください。
- 可能な時は、誰かが側にいてください。
- 可能な時は、声をかけたり、手を握ったりしてください。
- その他希望すること

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

作成日 令和 年 月 日

署名 _____ (印)

★事前指示書作成にあたっての留意点

- * 事前指示書を記載することだけが目的ではなく、ご家族など大切な方々と自分の最期の時について十分話しあうことが大切です。かかりつけ医師にも相談しましょう。
- * 事前指示書は現時点で、書けることだけを書いてください。あなたの考えや気持ちを、ご家族をはじめとする親しい人々に伝えることができるように記載してください。
- * 人の気持ちは揺れ動き、また周囲の状況や病状によって変化します。気持ちが変わった場合には、事前指示書を書き直してください。また、定期的に見直すことも大切です。
- * 署名した事前指示書は、誰かが見つけることができる場所に保管してください。また、かかりつけ医師や入院が必要となった際への治療に対する事前指示として提示すると良いでしょう。

○現在、日本において、医療に関する事前指示に法的強制力はありません。

しかし、医師をはじめとする医療従事者や介護従事者は、事前指示(本人の意思)を基本にしたうえで治療に関する方針を決定しています。

○本人の意思・事前指示が不明な場合⇒原則として標準的医療(生命の利益となる延命治療)を実施します。

○自然で平穏な終末期を望む場合は、本人の意思表示(事前指示)が必要です。

作成 半田市地域包括ケアシステム推進協議会

【お問い合わせ】半田市保健センター
電 話 : 0569-84-0646
F A X : 0569-24-3308
E-mail : hoken-c@city.handa.lg.jp

【2015 改訂】